

## 社会福祉法人 備後の里 役員及び評議員等報酬規定

(目的)

第1条 この規則は、役員及び評議員等の報酬について必要な事項を定める。

(報酬の種類)

第2条 役員及び評議員等の報酬の種類は、次のとおりとする。

イ) 理事長報酬 (法人業務に専従する者)	300,000～500,000 円の範囲
ロ) 兼務役員報酬 (法人業務に専従する者)	100,000～300,000 円の範囲
ハ) 役員報酬 (理事会に出席する者)	5,000 円(税別)
ニ) 役員臨時報酬 (法人業績が良好な場合)	10,000～100,000 円の範囲
ホ) 評議員報酬 (評議員会に出席する者)	2,000 円(税別)
ヘ) 外部委員報酬 (評議員選任・解任委員会に出席する者)	2,000 円(税別)

2 役員及び評議員等に対して、各年度の総額が 10,000,000 円を超えない範囲で算定した額を、報酬等として支給することができる。

(報酬の締切り及び支給方法)

第3条 前条のイ) ロ) に定める報酬の締切期間は当月 16 日から翌月 15 日までとし、報酬の支給日は翌月の 25 日とする。但し、その日が日祝日又は銀行の休業日にあたる場合はその前日とする。

2 前条のハ) ニ) ホ) ヘ) に定める報酬の支払いは、役員及び評議員等が出席する当該会議において現金によって支給する。

(専従する者の定義)(削除)

第4条 法人に常駐し、次の業務を行っている者。

1. 法人の経営
2. 事業の改善
3. 事業の企画、調査及び報告等に関すること
4. 所轄省庁及び関連機関との渉外並びに連絡・調整

(改正)

第4条 この規定の改正は理事会で承認し、評議員会の決議を要します。

附 則

この規定は、2001 年 3 月 1 日より施行する。

この規定は、2010 年 5 月 1 日より改正、施行する。

この規定は、2012 年 4 月 1 日より改正、施行する。

この規定は、2017 年 4 月 1 日より改正、施行する。

(この規定は、2017 年 10 月 31 日開催の理事会及び 2017 年 11 月 11 日開催の臨時評議員会の承認によって改正し、2017 年 4 月 1 日に遡って適用する。)